

資料編

- 1 計画策定の経過
- 2 岡垣町男女共同参画審議会委員名簿
- 3 岡垣町男女共同参画～ともに支えあい、ともに輝く～まちづくり条例
- 4 用語解説

1 計画策定の経過

日時	内容
令和2年 7月1日	第1回審議会 ○「岡垣町第3次男女共同参画基本計画」諮問 ○策定方針及びスケジュール
7月11日～ 8月14日	男女共同参画に関する住民意識調査（意見集約）※ 男女共同参画に関する職員意識調査
11月5日	第2回審議会 ○第2次計画事業評価及び総括について ○第3次計画施策体系（案）について
12月11日～ 12月21日	パブリックコメント
令和3年 1月18日	第3回審議会 ○パブリックコメントの結果について ○岡垣町第3次男女共同参画基本計画（案）について
2月17日	第4回審議会 ○答申

※ 調査対象…町講座参加者や女性人材リスト登録者、民生委員・児童委員など

2 岡垣町男女共同参画審議会委員名簿

役職	氏名	所属団体等
会長	喜多 加実代	福岡教育大学教授
副会長	花田 利生	日本傷痍者更生会理事長
委員	諸藤 真由美	戸切小学校教頭
委員	新井 紘	商工業者
委員	丸内 誠	農業従事者
委員	下村 由美子	婦人会
委員	土屋 武久	青少年健全育成町民会議
委員	神田 和雄	人権教育推進協議会会長
委員	高橋 まり子	一般公募委員
委員	添田 幸子	一般公募委員

(順不同、敬称略)

3 岡垣町男女共同参画～ともに支えあい、ともに輝く～まちづくり条例

○岡垣町男女共同参画～ともに支えあい、ともに輝く～まちづくり条例

平成16年3月25日岡垣町条例第11号

改正

平成29年3月24日条例第15号

岡垣町男女共同参画～ともに支えあい、ともに輝く～まちづくり条例

目次

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 基本的施策（第8条—第14条）

第3章 男女共同参画審議会（第15条）

第4章 補則（第16条）

附則

個人の尊重と法の下での平等は、日本国憲法にうたわれており、男女平等の実現に向けた取り組みは、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を軸として、国際的な連帯により積極的に展開されてきました。我が国では、男女共同参画基本法が制定されるなど、法や制度が整備され、あらゆる分野で男女平等が進められています。

しかし、性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく社会における制度又は慣行は依然として存在し、個人の個性や能力を發揮することを妨げ、自由で多様な生き方を選択することを難しくしています。

一方、少子高齢化の進展等社会経済情勢の急速な変化に対応するため、男女があらゆる分野において個性と能力を十分に發揮できる男女共同参画社会の実現が、重要かつ緊急な課題となっています。

このような状況を踏まえ、岡垣町は、性別にかかわらず、個人としての尊厳が重んじられ、お互いに支え合いながら社会に参画し、生き生きとした暮らしを営むことができるまちづくりを実現するため、町、町民、事業者が一体となって取り組むことを決意し、ここに条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成に関して、基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 町民 住民登録にかかわらず、町に住む人、町で働く人、町で学ぶ人などをいう。
- (4) 事業者 町内において、公的機関、民間を問わず、又は営利、非営利を問わず事業や活動を行う者をいう。
- (5) クォータ制 審議会等の委員の数が、男女のいずれかに偏らないように、比率を定めることをいう。
- (6) セクシュアル・ハラスメント 生活のあらゆる場において、相手に不快感又は不利益を与えるような性的な言動をいう。
- (7) ドメスティック・バイオレンス 配偶者や恋人など親密な関係にあるパートナーからの身体的、精神的、性的、経済的な暴力をいう。

（基本理念）

第3条 町、町民及び事業者は、男女共同参画社会の形成に関し、次の基本理念にのっとり推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が直接的であると間接的であるにかかわらず性別による差別的な取扱いを受けないこと、男女ともに個性が尊重され能力を發揮する機会が確保されることなど、男女の人権が尊重されること。
- (2) 男女が、社会の対等な構成員として、町における政策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されるよう配慮されること。
- (3) 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対し影響を及ぼすことがないよう配慮されること。

- (4) 男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、地域、職場、その他のあらゆる活動に参画できるよう配慮されること。
- (5) 男女が、対等な関係の下に互いの性を理解し、尊重されるとともに、生涯にわたって健康な生活を営むことができるよう配慮されること。
- (6) 男女共同参画社会の形成が、国際社会における取り組みと密接な関係を有していることを考慮し、平和を基盤とした国際的協調の下に行われること。

(町の責務)

- 第4条 町は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成を主要な政策として位置付け、男女共同参画社会を実現するための施策（積極的改善措置を含む。）を総合的に策定し、計画的に実施する責務を有する。
- 2 町は、男女共同参画社会の形成を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 町は、審議会等を設置するにあたり、クオータ制を導入するなど、男女がともに政策や方針の立案及び決定に共同して参画する機会を確保しなければならない。
- 4 町は、国及び他の地方公共団体と連携を図るとともに、町民及び事業者と協力して男女共同参画社会の形成に関する施策（以下「男女共同参画施策」という。）を実施しなければならない。
- 5 町は、町民や事業者の模範となるよう、自ら率先して男女共同参画社会の形成に取り組まなければならない。

(町民の責務)

- 第5条 町民は、家庭、地域、職場、学校、その他のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に積極的に取り組むとともに、町が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

- 第6条 事業者が事業や活動を行うにあたっては、基本理念にのっとり、男女共同参画社会を実現するため、積極的に取り組むとともに、町が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。
- 2 事業者は、事業や活動において均等な機会及び待遇を確保するとともに、男女がともに育児、介護、その他の家庭における役割を果たしながら事業や活動を営むことができるよう環境等の整備に努めなければならない。

(性別による差別的取扱い等の禁止)

- 第7条 何人も家庭、地域、職場、学校、その他あらゆる分野において、性別による差別、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスなどの人権侵害を行ってはならない。

第2章 基本的施策

(男女共同参画基本計画)

- 第8条 町は、男女共同参画社会の形成のため、基本的な計画（以下「計画」という。）を定めなければならない。

- 2 町は、計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ町民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

- 3 町は、毎年、男女共同参画施策の実施状況について、報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(教育及び学習の充実)

- 第9条 町は、学校教育、生涯学習及びその他の教育の場において、男女共同参画社会の形成に関する教育及び学習の充実に努めるものとする。

(施策に対する配慮)

- 第10条 町は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、実施するにあたっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(相談窓口の設置)

- 第11条 町は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における町民からの相談を処理するため、相談窓口を設置するとともに、関係機関と連携して適切な措置を講じなければならない。

(調査研究)

- 第12条 町は、男女共同参画社会の形成のため必要な調査研究を行うものとする。

(啓発活動)

- 第13条 町は、男女共同参画社会の形成に関し、町民の理解を深めるため、広報の発行及び講座の開催その他の啓発事業を実施するものとする。

(事業者が行う活動への支援等)

- 第14条 町は、事業者が行う男女共同参画社会の形成に関する活動を支援するため、情報提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 男女共同参画審議会

(設置)

第15条 男女共同参画社会の形成を図るため、岡垣町男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、第12条に定める事項及び、町長の諮問に応じて、調査審議を行なうものとする。

3 審議会は、10人以内の委員で組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) その他町長が必要と認めた者

5 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満であってはならない。

6 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、委員が任命されたときの要件を欠くにいたったとき当該委員は、その職を失うものとする。

7 審議会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 補則

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月24日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

4 用語解説

<あ行>

アンコンシャス・バイアス(無意識の偏見)

無意識のうちにもっている偏見のこと。例えば「女子は数学が苦手」「男性は細かい気遣いが不得意」などのステレオタイプを生み出し、進路や職業選択に影響を与えられています。

育児介護休業法

働く人たちが仕事と育児、あるいは仕事と介護を両立できるようにするための支援制度です。正式名称は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」といいます。この法律には、育児や介護をする必要がある労働者に対して、労働時間を柔軟に調整したり、休暇を取りやすくしたりする内容が盛り込まれています。

M字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいいます。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためです。

SDGs(持続可能な開発目標)

「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称です。2000年に採択されたMDGs(ミレニアム開発目標)の達成期限を迎えた2015年に、国連(加盟193カ国/196カ国中)によって採択されました。2030年までの15年間で新たに達成すべき17つの国際目標のことです。

LGBT

レズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシャル(両性愛者)、トランスジ

ェンダー(性同一性障害を含む、身体の性に違和感をもつ人)の頭文字を合わせた単語で性的少数者を表しています。

<か行>

クオータ制

積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の手法の一つであり、人種や性別などを基準に一定の人数や比率を割り当てる制度のことです。

固定的な性別役割分担

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。

「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。

<さ行>

ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のことです。人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender)といいます。

女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)

1979年12月、第34回国連総会において我が国を含む130カ国の賛成によって採択され、1981年9月に発効しました。2012年6月現在、条約の批准国は187カ国であり、

我が国は1980年7月に署名、1985年6月に批准しました。

女性活躍推進法(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)

平成27年に施行された法律です。女性が個性と能力を十分発揮できる社会の実現に向け、国、自治体、民間事業主の責務が明記されています。

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

政治分野における男女共同参画推進に寄与することを目的として、平成30年に施行されました。男女候補者数をできる限り均等とすることや家庭生活との円滑・継続的な両立を可能とすることが明記されています。

性的指向

人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものであり、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指します。

セクシュアル・ハラスメント(性的嫌がらせ)

継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動のことです。

積極的改善措置(ポジティブ・アクション)

様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供します。

積極的改善措置の例としては、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されています。

SOGI(Sexual Orientation & Gender Identity)

Sexual Orientation(性的指向)と、Gender Identity(性自認)の頭文字をとった言葉です。

「LGBT」は特定の人を示すのに対し、異性愛や身体と心の性が一致している人も含め、すべての人の属性を示しています。

<た行>

ダイバーシティ

「多様性」のことです。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会といいます。

男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成11年に施行されました。

男女雇用機会均等法

昭和61年4月に施行された「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女性労働者の福祉に増進に関する法律」のことです。職場における男女の差別を禁止し、募集・採用・昇給・昇進・教育訓練・定年・退職・解雇などの面で男女とも平等に扱うことを定めた法律です。

デートDV

恋人間で生じる暴力のことです。婚姻関係があるかないかの違いだけで、配偶者間のDVと同じ構図を持っており、力を振るう原因も同じです。

特定事業主行動計画

「次世代育成支援対策推進法」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」において、国の各府省や地方公共団体が特定事業主として自らの職員の子どもたちの健やかな育成のために策定が義務付けられた計画のことです。

ドメスティック・バイオレンス(DV)

英語の「domestic violence」をカタカナで表記したものです。略して「DV」と呼ばれることもあります。用語について、明確な定義はありませんが、日本では「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多いです。

<な行>

<は行>

パタニティ・ハラスメント

子育て中の父親への職場等での嫌がらせをさす言葉として使われています。パタニティとは父性という意味です。略して「パタハラ」と呼ばれています。

パワー・ハラスメント

同じ職場に働く人に対して、職務上の地位や人間関係などの職場の優位性^(※)を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいいます。

※上司から部下に行われるものだけでなく、先輩・後輩間や同僚間、さらには部下から上司に対して行われるものも含まれます。

<ま行>

面前DV

子ども(18歳未満)の目の前で配偶者や家族に対して暴力をふるうことです。改正児童虐待防止法(平成16年施行)で、心理的虐待のひとつと認定されています。直接的に暴力を受けなくても、DVを見聞きして育つ子どもは心身に傷を負うことがあります。

モラル・ハラスメント

言葉や態度等で繰り返し相手を攻撃する精神的暴力。略して「モラハラ」と呼ばれています。

<や行>

ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のことです。

<ら行>

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されています。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれています。

<わ行>

ワーク・ライフ・バランス(仕事と家庭の調和)

仕事中心のライフスタイルではなく、仕事・家庭・地域活動等のバランスのとれたライフスタイルのことです。

【出典】

内閣府男女共同参画局 用語集
公益財団法人 日本女性学習財団「キーワード・用語解説」
より岡垣町作成

岡垣町第3次男女共同参画基本計画

発行：令和3年3月 福岡県岡垣町

編集：岡垣町福祉課人権・男女共同参画係

〒811-4233 福岡県遠賀郡岡垣町野間1丁目1番1号

TEL：093-282-1211

FAX：093-282-4000

URL：<http://www.town.okagaki.lg.jp>